

渡嘉敷村不用品売払い実施要項

1 売払い物品

「別紙 売払い物品(渡嘉敷村農産物集出荷施設内農業用機械)」参照

※ 売払い対象物品は渡嘉敷村集出荷施設内にあります。物品の閲覧は令和3年10月4日(月)16時30分までとし、令和3年10月5日(火)から契約日までの対象物品閲覧は原則としてできません。

2 売払いの概要とスケジュール(詳細は3以降)

見積合わせ(随意契約)により売払います。

① 見積書の提出

「別紙 売払物品」について購入希望物品があった場合は、令和3年10月5日(火)17時までに様式1「見積書兼誓約書」(以下「見積書」という。)を提出して下さい。

② 買受人の決定

後日有効な見積書のうち、最も高い価格を見積もった者を買受人として決定します。

③ 決定した買受人の確認の方法

買受人として決定した者に郵送にて通知します。

④ 物品の引取り

買受人となった者は、令和3年10月15日(金)17時までに、買い受ける物品の代金を渡嘉敷村役場会計管理者宛に支払い、令和3年10月29日(金)12時までに物品を引き取ることに。

3 見積書について

(1) 見積書の提出先

渡嘉敷村役場 観光産業課 窓口

(2) 見積書の提出について

見積書提出期限 令和3年10月5日(火)17時

※ 売払い対象物品は渡嘉敷村集出荷施設内にあります。物品の閲覧は令和3年10月4日(月)16時30分までとし、令和3年10月5日(火)から契約日までの対象物品閲覧は原則としてできません。

ア 見積書は物品1台につき1枚提出して下さい。見積り物品の数量制限はありません。

イ 見積金額は、1円以上1円単位で記載して下さい。0円や金額の記載のない見積書は無効とします。

ウ 見積書様式は、観光産業課窓口に備え付けてあります。見積書は、観光産業課窓口までご提出頂くか郵送にて送付して下さい(令和3年10月5日必着)。FAX、電子メール等による

見積書の提出はできません。

エ 物品は現状有姿での引き渡しとなります。

オ 本実施要項を承諾する人のみ、見積合わせに参加することができます。

(3) 見積り合わせ参加資格(次に掲げる要件のすべてを満たしていること。)

- ① 渡嘉敷村内に住所を有する個人又は村内に本店又は支店のある法人であること。
- ② 契約を結ぶ能力を有しない方(未成年者等)および破産者で復権を得ていない方でないこと。
- ③ 見積日から引取日までのいずれの日においても、渡嘉敷村に水道料金、村税又はその延滞金に滞納がない者。
- ④ 渡嘉敷村暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又は暴力団員等でない者。
- ⑤ 本実施要項の注意事項等を承諾し、契約に至った場合は契約事項及びその他法令を遵守すること。

(4) 見積り合わせ参加申請に必要な書類(必要な書類)

- ① 様式1 見積書兼誓約書(見積書)

※ 物品ごとに提出して下さい。

- ② 氏名、商号・代表者氏名等が確認できる書面

ア 個人の場合:本人であることが確認できるものの写し(自動車運転免許証・保険証等公の機関が発行したものに限る。)

イ 法人の場合:登記事項証明書の写し

- ③ 物品を転売する目的で参加申請する場合は、古物営業法上必要な資格を有することを証する書類の写し

※ ②、③については、複数の物品の見積合せに参加される場合であっても1通で結構です。

(5) 見積りの無効

見積り合わせ参加資格のない方のした見積り及び見積り条件に反した見積りは、無効となります。

4 買受人の決定と契約

(1) 買受人の決定

買受人の決定は、後日有効な見積書のうち最も高い価格を見積もった者を買受人として決定します。買受人となるべき同価格の見積をした者が2者以上いる場合は、くじ(P.3の第7項参照)によって買受人を決定します。

(2) 見積り合わせ結果の確認方法

決定次第、買受人として決定した者へ通知書及び契約書案を送付します。

(3) 契約の締結と代金支払い

令和3年10月15日(金)までに契約。

5 代金の支払いと物品の引取り

(1) 代金の支払い

令和3年10月15日(金)17時までに契約を締結し、お渡しした納付書にて物品の引取前に渡嘉敷村役場 会計課窓口又は振り込みにてお支払い下さい。物品は令和3年10月29日(金)12時までに物品を引き取って下さい。但し、抽選の必要が生じた場合など、見積参加の状況により契約日や引き取り期限を変更する場合があります。

(2) 物品の引取にかかる注意事項

物品は現状引き渡しとし、搬出の作業中に破損した場合、引渡し後の不調や故障、隠れた瑕疵等についての返金および補償、物品の返品等は一切受け付けません。物品の運搬等の一切の費用および手続きは買受人の負担となります。

(3) 注意事項

- ① 不用品は適切に使用・処分するものとし、不法投棄等違法行為は行わないこと。
- ② 物品を転売する場合は、古物営業法上必要な資格を有するとともに関係法令を遵守しなければならない。また、売却の際は渡嘉敷村が所有していた履歴が明らかとなる表示類等があれば抹消すること。

6 問い合わせ先

渡嘉敷村役場 観光産業課 担当: 番田

電話098-987-2323

7 (参考) くじについて

買受人となるべき同価格の見積をした者が2者以上いる場合は、くじによって買受人を決定します。

- 1 当選を決めるくじを引く「順番」を決めるためのくじを引きます。
- 2 小さい数字を引いた方から昇順に、「当選」を決めるためのくじを引きます。
- 3 あらかじめ決められた第1位の当選番号を引いた者を、買受人として決定します。第2位以下を引いた者は昇順に補欠とし、第1位の者が何らかの事由により欠けた場合に買受人となります。